

**放送を巡る諸課題に関する検討会 視聴環境分科会  
視聴者プライバシー保護ワーキンググループ（第7回）  
議事要旨**

1. 日時

平成29年5月11日（木）10時00分～12時00分

2. 場所

総務省10階 総務省第1会議室

3. 出席者

（1）構成員

穴戸主査、森主査代理、大谷構成員、小塚構成員、近藤構成員、三尾構成員

（2）オブザーバー

一般社団法人IPTVフォーラム、一般社団法人衛星放送協会、一般社団法人電子情報技術産業協会、日本放送協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人日本コミュニティ放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人放送サービス高度化推進協会、一般財団法人放送セキュリティセンター、個人情報保護委員会事務局、経済産業省商務情報政策局情報通信機器課

（3）アドバイザー

高橋克巳氏（NTTセキュアプラットフォーム研究所主席研究員）

（4）総務省

南情報流通行政局長、吉田官房審議官、齋藤情報流通行政局総務課長、鈴木同局放送政策課長、藤田同局地上放送課長、玉田同局衛星・地域放送課長、豊嶋同局情報通信作品振興課長、飯村同局衛星・地域放送課地域放送推進室長、三島同局放送政策課企画官

4. 議事要旨

（1）視聴履歴等の取扱いに係る検討について（視聴履歴の取扱いに係る配慮）

三島放送政策課企画官から、資料7-1「指針等の策定に当たり検討することが望ましい主な論点について」、資料7-2「視聴者プライバシー保護WG（第6回）における主な御意見」、資料7-3「視聴履歴等の取扱いに係る検討に対する御意見について（2. 視聴履歴の取扱いに係る配慮 関連）」及び資料7-4「視聴履歴等の取扱いに係る検討について（2. 視聴履歴の取扱いに係る配慮 修正版）」について説明。その後、議論が行われた（構成員・オブザーバーの主な発言は以下のとおり）。

#### 【近藤構成員】

- ・ 今のテレビショッピング関連の高齢者、特に後期高齢者の消費トラブルは、数年前に比べて 20 倍程にまで増加していると聞く。高齢者自身が今後更に増えていくことを念頭に置けば、視聴履歴を分析した結果、本人が高齢者であることが推知される場合には、高齢者であることを前提にした予防策を求めることが必要ではないか。そのような指摘を本取りまとめ中で行うことは可能か。

#### 【森主査代理】

- ・ EC 関連では、現在、ターゲティング広告やアプリを通じた個人情報の利活用が、法律上の 2 大論点となっているが、そこで生じている消費者トラブルへの対処等に関しては、個人情報保護のガイドライン中では言及されていないなど、消費者保護と個人情報保護は区別して整理され、議論が行われている。放送分野でも同様に区別して議論を行う方が良いのではないか。

#### 【宍戸主査】

- ・ 近藤構成員御指摘の課題を、認定個人情報保護団体の指針の中でどのように扱うかは、基本的には放送分野ガイドラインを踏まえながら、事業者がお考えいただくべきものとする。ただしその前提として、テレビショッピング番組を通じて得た視聴履歴を第三者に提供する場合には、事前に同意を得ることがガイドラインで求められている。個人情報保護法の体系としては、そのような取組で十分と考える。

#### 【大谷構成員】

- ・ 資料 7-4 の 5 ページ、3 の①において、「長期間保存することによる漏えいやプロファイリングのリスクに配慮」との記述があるが、これまでの個人情報の議論の中でプロファイリング自体は否定的なものとして取り扱われていないことから、誤解を招かないような記述に改めるべき。プロファイリングによる権利利益の侵害等の要素を想定したものであれば、その旨が分かるように言葉を補ってはどうか。

#### 【小塚構成員】

- ・ 記述の趣旨は、過剰なプロファイリングに対する懸念と思われるので、「漏えいのリスクや過剰なプロファイリングの懸念に配慮し」としてはどうか。(※構成員から賛同の反応あり。)

#### 【三尾構成員】

- ・ 資料 7-4 の 2 ページ、「要配慮個人情報」と「趣味・嗜好」の推知について、具体例を対比」と書かれていながら、具体例として挙げられている内容が、思想・信条に偏り過ぎているように思う。

#### 【三島放送政策課企画官】

- ・ 具体例は、「要配慮個人情報の推知」がわかりにくいという意見を踏まえ追加したものであるため御指摘を踏まえ、「要配慮個人情報」の推知として適当な例、不適当な例を対比して記載する」といった趣旨の文言に修正させていただきたい。

(2) 視聴履歴等の取扱いに係る検討について（3. 匿名加工情報の取扱い）

森主査代理から、資料7-5「匿名加工情報とは何か」について説明をいただいた後、三島放送政策課企画官から、資料7-6「視聴履歴等の取扱いに係る検討について（3. 匿名加工情報の取扱い）」について説明があり、その後、議論が行われた（構成員・オブザーバー等の主な発言は以下のとおり）。

【森主査代理】

- ・ 資料7-6において示された内容は、個人情報保護委員会作成の事務局レポートを踏まえ、一般的な必要事項を記載されているものと認識。したがって、放送分野の特有な事情を全て網羅的に考慮したものではなく、これを起点として、事業者団体等において、より具体的に、実態的な必要に即して検討を進めてもらうことが望ましい。

【高橋氏】

- ・ 本資料は、事務局レポートを正しく理解して書かれたもので、概ね妥当な内容と評価できるもの。
- ・ 視聴履歴に関しては、放送業界に特有なものであり、私としても具体的なデータを見たことがないため、現時点では断定的なことは言えない。今後、実際のデータを見ながら、データの価値とそのデータに含まれるリスクを踏まえながら、今後、適切な基準を検討することが望ましいと考えるが、今回の資料段階では、一般的に見て割と妥当な説明が行われていると思う。
- ・ 資料7-6のP5、3-2の「②長期間の加工」は、匿名加工情報として、安全に取り扱うことができるような配慮として、加工の程度が高い案が示されている。これに対して、P6、3-2の「③限定された履歴」は、ここで書かれたいろいろな方法でデータの範囲を限定することで、より詳細な情報を提供する方法を提案されている。
- ・ 事務局レポートでも、それぞれの個人情報の項目別のリスクとそれに対する対応が提示されているが、一つ一つの項目にそれぞれ個々の物差しが用意されているものではなく、結局は、個人情報全体で総合的なリスク判断を行う必要があることが指摘されている。視聴履歴に関しても同様に、視聴履歴を含めた個人情報全体で総合的なリスク判断を行い、出せる情報は出して活用していくという考えで、資料7-6のP6の提案が行われていると理解した。
- ・ このリスク判断は、放送業界特有の部分のものと思う。データに対するニーズや利活用に伴うリスク、事業者における妥協点といったことから、さらに精緻に分析していくことが必要だと考える。

【大谷構成員】

- ・ 資料7-6において、視聴履歴の活用方法のイメージが今ひとつ掴みづらいように思う。視聴履歴を誰が取得して、どのような経路で第三者等に提供が行われ、誰どのように使うのか等の流れをイメージ図等で示した方が、匿名加工情報を提供する意義が明確になるのではないか。

- ・ 資料7-6のP4、P5で、視聴履歴のデータ項目が示されているが、ここで示されたデータ項目以外でもデータがあるとしたら、視聴履歴とはどのような関係を有するのかについて確認しておく必要があるように思う。
- ・ 視聴履歴を蓄積する事業者にとって、どのような情報が、利活用のメリットがある情報に当たるのか。どのような部分に価値を見いだすのかを知りたい。

#### 【小塚構成員】

- ・ 事業者の立場からすれば、どの場面で視聴率が変動したのかを知りたいこともあるのであって、視聴開始時刻や視聴終了時刻だけを求めているのではないケースがあると思う。そのような目的でデータを収集する場合、加工の方法次第では、時刻に簡単に紐付いてしまう可能性もある。そのような可能性を残した加工は認めるのか。

#### 【三島放送政策課企画官】

- ・ 事務局でも、視聴番組の切り替え等に伴う時刻情報のニーズが高いとの認識があったことから、P5のデータの範囲を限定した上での丸めやノイズ付加という事例をお示ししたもの。その丸めるレベル等は、実際のデータ状況により変わらうのものであり、それに応じてノイズ付加の加減を調整することもあり得ると思う。

#### 【高橋氏】

- ・ 取得したいデータは何かということ議論した上で、加工方法を検討することにより、「時刻」をある程度まで残した匿名加工情報を作成することもできると考えている。

#### 【三尾構成員】

- ・ テレビ番組は、将来的に、テレビ受信機だけではなく、スマホなどの端末でも提供される可能性が想定される。視聴履歴については、通信分野における履歴の取扱いとの平仄を考えた方がよいのではないか。

#### 【三島放送政策課企画官】

- ・ 本資料における匿名加工の方法は、基本的に、個人情報保護委員会事務局作成の事務局レポートを踏まえたもの。業界の事情によって、リスクに対する評価や加工の程度が異なる可能性はあり得るが、今回お示した案に関して、ルールの考え方は他の事業分野に比べて特別なことを記載しているものではないので、通信との間に大きな差はないと認識している。

#### 【森主査代理】

- ・ 放送分野と通信分野とで共通する部分もあれば、異なる部分もある。通信分野の検討を生かせるものとしては、匿名加工情報の利活用に関して、ユーザーからのオプトアウトを受けられるような仕組みを検討しているので、これは、放送の分野でも取り入れることを検討すると良いのではないか。

#### 【日本民間放送連盟】

- ・ 民放事業者にとって編成は重要な要素である。「技術的に可能だから」「よりよい番組制作に役立つから」と言って、自由に視聴履歴に関するデータが世間一般に出回ることには心配がある。

**【宍戸主査】**

- ・ 本WGにおける議論は、放送事業者や視聴履歴を取得している事業者において、視聴履歴や匿名加工情報を第三者に提供する際のルールを整備することを目的としている。視聴履歴や匿名加工情報を第三者に提供させることを強制するものではないことは共通の認識であることと思うが、議論の前提として改めて確認しておくこととしたい。

**【小塚構成員】**

- ・ 事業者が安全管理措置や匿名加工情報の取扱いについて適正な取扱いを行っているかの確認は、制度的にどのように確認することとされているのか。

**【宍戸主査】**

- ・ 今回の個人情報保護法の改正に当たっては、認定個人情報保護団体の権限が強化されている。その対象事業者が、指針を遵守しているか否かという点は、一義的には認定個人情報保護団体において指導・監督を行う必要があるものと考えている。その上で、個人情報保護委員会や一部権限委任を受ける事業所管大臣において監督されるものと認識している。

**【小塚構成員】**

- ・ そのような制度の下では、認定個人情報保護団体が、事業者における必要な措置や義務が適切に実行されていることを担保する措置を行うことが必要と考える。

**【森主査代理】**

- ・ 資料7-6の6ページ目の「4. 非特定視聴履歴の取扱いについて」の項目は、匿名加工情報ではなく、前回の論点の視聴履歴の取り扱いに係る配慮に移動することが適切ではないか。

(以上)